

(公印省略)

22 福介連育第 138 号
平成 22 年 11 月 9 日

指定地域密着型(介護予防)サービス事業者 各位
地域密着型サービス事業所新規開設予定者 各位

福岡県介護保険広域連合事業課長
(育成指導係)

平成 22 年度認知症介護研修の開催について (通知)

標記の件について、福岡県社会福祉協議会から各市町村介護保険担当課長へ別紙のとおり、通知があつているのでお知らせします。

なお、研修の申し込み、開催日程等の詳細に関する事項については、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 研修部研修課(TEL:092-584-3401)までお問い合わせください。

「公印省略」

22福祉協第5499号
平成22年10月29日

福岡県介護保険広域連合 本部長 様
福岡県介護保険広域連合各支部長 様

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 平山 良明

平成22年度認知症介護研修の開催について

本会事業の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り感謝申し上げます。
さて、本会では、福岡県から委託を受け、標記研修を別添開催要綱のとおり開催
します。

つきましては、別添写のとおり、本会から各市町村介護保険担当課長あて標記研修
の開催を通知しましたので、格別のご高配を賜り、問合せ等の対応をよろしくお願い
申し上げます。

記

1 添付書類

- (1) 認知症介護研修の受講要件について
- (2) 認知症介護実践者研修 開催要綱1部
- (3) 認知症対応型サービス事業管理者研修 開催要綱1部
- (4) 認知症対応型サービス事業開設者研修 開催要綱1部
- (5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 開催要綱1部

2 問合せ先（事務局）

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 研修部 研修課 担当 田中・岡山
〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ 東棟6階
TEL 092-584-3401 / FAX 092-584-3402



「公印省略」

22福祉協第5499号
平成22年10月29日

各市町村介護保険担当課長 様

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 平山良明

平成22年度認知症介護研修の開催について

本会事業の推進につきましては、平素から格別のご指導を賜り感謝申し上げます。
さて、本会では、福岡県から委託を受け、標記研修を別添開催要綱のとおり開催
します。

つきましては、貴市町村所管の新規該当事業所開設予定者に対し周知いたぐと
ともに、開設済み事業所分と併せて資格要件及び記載漏れがないかを確認のうえ、
受講希望者の取りまとめをお願い申し上げます。

なお、既存の事業所に対しては、本会から直接案内しておりますことを申し添えま
す。

記

1 添付書類

- (1) 認知症介護研修の受講要件について
- (2) 認知症介護実践者研修 開催要綱1部
- (3) 認知症対応型サービス事業管理者研修 開催要綱1部
- (4) 認知症対応型サービス事業開設者研修 開催要綱1部
- (5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 開催要綱1部
- (6) 各研修の申込者名簿(様式)

2 受講申込の注意事項

- (1) 取りまとめいただいた受講申込書は、別紙申込者名簿を添えて、原本を本会あ
て郵送願います。
- (2) 新規該当事業所開設予定者については、貴市町村より案内をお願いします。
- (3) 「認知症介護実践者研修」の申込みは各事業所1名となっておりますので、
事業所からの申込時に確認をお願いします。
- (4) 受講申込者の資格について不明な点がある場合は、各事業所から市町村介護
保険担当課(広域連合の場合は本部)に問合せいただくことになっております。

3 提出期限日

	研修名	開催日	事業所から市町村への提出締切	市町村から県社協への提出締切
1	認知症介護実践者研修	別添開催要綱参照	12月 3日(金)	12月10日(金)
2	認知症対応型サービス事業管理者研修		12月17日(金)	12月24日(金)
3	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修			
4	認知症対応型サービス事業開設者研修			

4 提出先(事務局)

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 研修部 研修課 担当 田中・岡山
 〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ 東棟6階
 TEL 092-584-3401 / FAX 092-584-3402

認知症介護研修の受講要件について

① 指定地域密着型サービスの指定・運営基準に規定される研修について

	認知症対応型 共同生活介護事業所 (グループホーム)	小規模多機能型 居宅介護事業所	認知症対応型 通所介護事業所 (認知症デイ)	<p>●受講免除(みなし措置)について</p> <p>【注意】 介護保険法に基づき当該事業所を「指定」する際に、下記「みなし措置」を適用する場合は各保険者(市町村)の判断によります。 必ず事業所の所在する市町村(もしくは広域連合)に確認下さい。</p>
代表者	認知症対応型サービス事業開設者研修			<p>・認知症介護実践者研修(H17実施分)、 ・認知症介護実践リーダー研修(H17実施分)、 ・認知症高齢者グループホーム管理者研修、 ・旧痴呆介護実務者研修基礎課程、 ・旧痴呆介護実務者研修専門課程、 ・認知症(痴呆)介護指導者養成研修、 ・認知症(痴呆性)高齢者グループホーム開設予定者研修</p> <p>※上記いづれかの研修修了者は、「認知症対応型サービス事業者開設者研修」を受講せずとも、代表者として必要な研修を修了しているとみなして差し支えない。但し、適用については、各保険者の判断となる</p>
管理者	<p>認知症介護実践者研修</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>認知症対応型サービス事業管理者研修</p>			<p>・グループホーム</p> <p>・小規模多機能型居宅介護支援事業所 ・認知症対応型通所介護事業所</p> <p>①平成18年3月31日までに「実践者研修」又は、「基礎過程」を修了した者であって、平成18年3月31日の日に現に特養、老人デイサービスセンター、老健、グループホーム等の管理者の職務に従事している者</p> <p>②「認知症高齢者グループホーム管理者研修」(H17年度のみ実施)を修了した者</p> <p>※上記①又は②の要件をみたしている者はグループホームの管理者として既に必要な研修を修了しているとみなして差し支えない</p>
計画作成担当者	<p>認知症介護実践者研修</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修</p>			なし

※グループホームにおいて、短期利用共同生活介護サービスを実施するためには、実務者研修(専門課程)、実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修のいずれかを修了している職員が配置されていることが必要です。また、グループホームにおける短期利用共同生活介護費算定にあたっては、「当該事業所が指定を受けた日から起算して3年以上の期間が経過していること」、「1の共同生活住居について短期の利用者数は1名とすること」等の基準を満たす必要があります。

根拠法令:

○「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成12年厚生労働省告示第26号)第18号

○「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日)

※平成16年度までの認知症介護実務者研修(基礎課程・専門課程)修了者は、認知症介護実践研修の実践者研修・実践リーダー研修をそれぞれ修了したものとみなします。

② 研修受講要件に係わる経過措置について

区分	代表者	管理者	計画作成担当者
認知症対応型 共同生活介護	B	経過措置なし	経過措置なし
認知症対応型 通所介護		A	
小規模多機能型 居宅介護	経過措置なし	経過措置なし	経過措置なし

A・・・法改正時に新法の指定をうけたとみなされた事業所で、既に管理者として就任していた者は、受講義務なし。

B・・・法改正時に新法の指定をうけたとみなされた事業所の代表者は、平成21年3月31日までに受講しなければならない。

※「法改正時に新法の指定をうけたとみなされた事業所」 = 平成18年3月31日時点で介護保険法上の指定を受けている事業所